



KARL STORZ

取引先における行動規範

STORZ
KARL STORZ — ENDOSKOPE



序文及び本書の目的

KARL STORZ¹では、長期的な社会的及び商業的成功には、法的及び倫理的要件の遵守が不可欠であると考えています。したがって、当社の事業活動の基本原則は、常に最高の倫理的、社会的、環境的な事業基準の遵守に努めることとなっています。

よって当社は、適用されるすべての法律、規制及び協定を遵守して業務を行っています。この原則は、KARL STORZ のすべての拠点、製品・サービス、並びにすべての取引関係に適用されます。KARL STORZ のすべての執行役員及び従業員は、KARL STORZ グローバル行動規範に定められた原則と、本書「取引先における行動規範（以下「**本規範**」という）」²に規定するものと同等以上の基準を要求する社内方針に従います。

KARL STORZ は、その供給業者、販売業者、代理店、代表者、顧客、研究パートナー及びその他のビジネスパートナー（それぞれを、又は総称して「**取引先**」という）にも、同様の対応を期待します。

したがって、取引先が本「取引先における行動規範」に定める当社の基本原則を共有することは、当社にとって極めて重要です。

¹ 「KARL STORZ」には、KARL STORZ SE & Co. KG及びKARL STORZ SE & Co. KGが直接又は間接的に過半数の株式を所有するドイツ国内外のすべての会社が含まれます。

² 該当する場合、KARL STORZは、実施される活動の内容及び期待される遵守基準のレベルに基づき、取引先と特定の方針を共有することがあります。



1. 有効かつ安全な製品のみを普及させるため、皆様の支援をお願いいたします

KARL STORZ では、市場における当社の製品及びサービスが、適用される規制要件に従い、安全かつ有効であることを保証するよう努めています。したがって、取引先は、これらの要件を満たす KARL STORZ 製品のみを使用又は販売することができます。



2. 贈収賄と不正を一切容認しないという当社の考えを共有しよう、お願いいたします

ビジネスインテグリティ

お互いに正直であることは、信頼の上に成り立つ良好な取引関係を長期にわたり持続させる上で不可欠です。私たちは、取引関係におけるオープンなコミュニケーションを期待しており、重要な問題についてもオープンな議論を行うことを奨励しています。

不正の防止

KARL STORZ は、いかなる形態の不正行為、強要行為、横領行為も禁止します。取引先は、適用される国内及び／又は国際的な腐敗防止規定に違反してはなりません。これには、米国海外腐敗行為防止法（FCPA）、英国贈収賄防止法、国際贈収賄防止条約、及び各国の贈収賄防止規定が含まれますが、これらに限定されません。

取引先は、不適切な業務上の利益を得るために、賄賂（金銭、贈答品などのいかなる有価物）の申し出、提供、認可、手配、要求、受諾、又はその他の形での容認や、その勧誘、約束の取得、又は受理を行ってはなりません。国によってはこのような行為が一般的な慣行として受け入れられているかもしれませんが、本規範では許容されていません。この禁止規定は、公的機関の代表者及び民間企業の代表者との取引に等しく適用されます。

招待及び贈答品

取引先は、いかなる種類であれ、不適切な影響を得るために、招待や贈答品を提供してはなりません。KARL STORZ の従業員が贈答品を受け取ることができるのは、手元にある贈答品が業務上の意思決定に影響を及ぼす可能性がない場合に限りです。いかなる場合も、贈答品の授受を行う際には、現地の慣習や金額の上限を常に考慮する必要があります。さらに、贈答品は自発的なものでなければならず、賄賂や見返りに該当するものであってはならず、いかなる種類の対価とも引き換えに提供されたものであってはなりません。

利益相反の防止

いずれの取引先も、客観的な基準のみに基づいて決定を下すことが期待されます。個人的、業務上、又はその他の利益相反に基づき、取引先の決定に影響を及ぼす可能性のある要素は、KARL STORZ に開示するとともに、当初から排除されなければなりません。



3. 適用されるすべての法律を遵守するよう、お願いいたします

適用される国内法及び国際法の遵守

取引先は、本規範又は KARL STORZ と取引先との間のその他の契約上の取決めに明示的に記載されているか否かにかかわらず、適用されるすべての国内法規制、業界の最低基準、ILO 及び国連条約、OECD 条約、及びその他の関連する法定要件のいずれかより厳格な要件を遵守するものとします。

国内及び国際的な通商法及び関税法の遵守

取引先は、事業を行う国において適用されるすべての国内及び国際的な通商法及び関税法を遵守するものとします。KARL STORZ は、関税法、国際条約又は外国法に違反する活動（虚偽の申告、偽造ビザ又は通商制限もしくは輸入割当を回避するための違法行為をみますが、これらに限定されません）を認めません。

取引先は、商品、サービス及び情報の輸出入に関するすべての適用法を遵守するものとします。さらに、適用される制裁法、特に EU、米国及び英国の制裁法を、許容される範囲で遵守するとともに、同様に適用される反ボイコットに関する法及び規制に違反しないものとします。

公正な競争

KARL STORZ は、すべての取引先に対し、適用される競争法を遵守して事業を行うことを要求しています。これらの法律の下、企業は供給や需要を不当に妨げてはなりません。企業は、リーズナブルな価格、革新的な製品、又は優れたサービスを提供するなどして、受注を競わなければなりません。禁止される行為には、市場支配的地位の濫用や、価格設定に影響を及ぼすと思われる競合者間の合意や了解（例：価格操作、市場共有、集団ボイコット、価格維持、違法な価格差別、取引制限など）が含まれますが、これらに限定されるものではありません。取引先は、正確かつ誠実な広告を含め、公正な商慣行を採用するものとします。



4. 人々の公正な扱いと環境の保護をお願いいたします

人間の尊厳の尊重

取引先は、すべての事業活動又は科学的活動において、人間の尊厳を尊重するものとします。この原則は、科学的又は教育的な目的で人体又は人体の一部を取り扱う場合にも適用されます。

児童労働の禁止

取引先は、児童労働を利用してはなりません。児童労働とは、該当する業務における現地での最低就労年齢に満たない者の使用と定義されます。最低就労年齢が18歳未満の場合は、いかなる状況においても18歳未満の者が危険な業務に従事することがないように配慮しなければなりません。就労が認められるのは、当該国の法定就労年齢又は義務教育修了年齢を上回っている者のみです。ドイツで雇用関係を結ぶための最低年齢は16歳です。ただし、義務教育終了年齢が現地の法律で14歳又は15歳と定められている場合は、ILO条約第138号に定める発展途上国の例外に準じて、これらの年齢を適用することができます。取引先は、ILO条約第138号（最低年齢に関する条約）及び第182号（最悪の形態の児童労働に関する条約）を確実に遵守しなければなりません。

自由選択による雇用

取引先は、強制労働、奴隷労働、年季奉公労働、あるいは強制囚人労働を使用してはなりません。また、このような労働から利益を得ていないことを保証しなければなりません。

全従業員の公平かつ公正な処遇

採用、報酬、研修への参加、昇進、報奨、解雇、退職を含め、全従業員の公平かつ公正な処遇が確保されなければなりません。これらの分野では、すべての従業員に同じ機会が与えられなければなりません。

差別の禁止

取引先は、職場において、民族的出身、文化、宗教、年齢、身体障害、肌の色、性的自認、思想、性別、婚姻状態、カースト、妊娠の有無、国籍、労働組合を含む労働者団体への加入、支持政党、又はその他の個人的特徴に基づいて差別してはなりません。さらに、採用、研修への参加、労働条件、担当業務、報酬、手当、昇進、懲戒処分、解雇又は退職において、かかる差別を支持又は容認してはなりません。

脅迫、ハラスメント、虐待の禁止

取引先は、いかなる者に対しても脅迫、ハラスメント、又は虐待を行ってはならず、また、かかる行為を容認してはなりません。

公正な報酬条件

最低限、報酬は適用法に従って計算し、現地の規則に従って全額を即時かつ適時に支払われなければなりません。時間外労働は、国内及び国際的な法規制、並びに労働協約に従って適切に補償されなければなりません。

給与控除の禁止

取引先は、適用法で認められていない、又は規定されていない給与控除を行ってはなりません。

労働時間

従業員の健康、安全、福祉を確保するため、取引先の労働時間は、国内法、業界基準、及び関連する国際基準のうち、いずれかより保護が厚いものに従うものとします。従業員に対し、時間外労働が必要かどうか、またそれがどのように補償されるかを通知することが求められます。

安全衛生

取引先は、職場における労働安全衛生に関して適用されるすべての国内法を、完全に遵守するものとします。

事故、傷害、危険の防止

取引先は、労働災害及び健康被害を防止するため、職業上の危険を可能な限り最小化し、適切な措置を講じるものとします。

廃棄物の管理、化学物質の廃棄

KARL STORZは環境保護を重視し、限りある地球資源の保全に取り組んでいます。取引先は、廃棄物管理、化学物質及びその他の危険物の取扱い及び廃棄、並びに排ガス洗浄及び廃水処理に関するすべての手順及び基準が、適用される最低限の法的要件に適合しているか、又はそれを上回っていることを保証するものとします。KARL STORZは、取引先に対し、材料及び製品のリサイクルと再利用に寄与する環境管理及びモニタリング手順の開発及び実施、並びに環境に優しい技術の使用を奨励しています。

環境許認可、報告義務

取引先は、現地の規則で要求されるすべての関連する環境許認可を取得し、それらを最新の状態に保ち、関連するすべての要求事項及び報告義務を履行するものとします。

動物愛護

作業工程の一環として動物を使用する場合、取引先は動物の尊厳を尊重し、動物福祉を特に重視しなければなりません。動物を人道的に扱い、疼痛やストレスを最小限に抑えなければなりません。特に、動物実験に使用する動物の数は可能な限り少なくする必要があります。苦痛を最小限に抑えるため、実験手順を改良し続ける必要があります。動物実験は、必要不可欠な範囲でのみ実施することができます。科学的な目的で動物の死体を使用する場合も、動物の尊厳を尊重しなければなりません。さらに、KARL STORZは、動物を使用するすべての取引先が、必要なすべての公的許可を事前に取得することを求めます。



5. 秘密情報が保護されるようお願いいたします

データの保護

当社及び関係者のプライバシー権を保護するため、取引先は秘密情報を保護し、合法的な目的のみにこの情報を使用するものとします。KARL STORZから提供される個人情報又はKARL STORZの従業員、顧客、供給業者又はその他の取引先に関する情報を収集、処理、使用、保存又は保管する取引先は、必要な範囲でのみこれらのデータを使用し、適用されるすべてのデータ保護に関する法律を遵守するものとします。

知的財産の保護と秘密の保全

取引先は、KARL STORZの知的財産権、企業秘密及びその他の秘密情報を尊重し、かかる権利及び情報を保護する責任を負うものとします。KARL STORZの書面による事前の承認なく、秘密情報を配布、公表、使用、複製又は開示してはなりません。KARL STORZに関連するいかなる情報又はデータも、当該情報が取引先の責によらず公表されない限り、常に秘密として取り扱われるものとします。



6. 本規範の遵守をお願いいたします

保証

取引先は KARL STORZ に対し、取引先及びそのすべての機関、従業員又はその他の代表者が、本規範に定める原則、特に人権及び環境に関する事項を遵守することを保証するものとします。

下請業者

取引先はさらに、下請業者を選定する際に、本規範に定める原則、特に人権及び環境に関する事項を考慮し、下請業者について、かかる事項に適切に対処することを、KARL STORZ に対して保証するものとします。

取引先が、特に人権及び環境に関する事項に関して、下請業者が本規範に定める原則に違反した、又は違反しているという兆候を確認した場合、取引先は、後述する報告手段のいずれかを使用して、直ちに KARL STORZ に通知する義務を負うものとします。

必須研修

KARL STORZ は、自らの裁量により、本条項に基づく取引先の義務に関して、取引先に必須研修を提供することができます。



7. その他

帳簿管理

取引先は、正確な帳簿及び記録を保持し、適用される財務報告要件を遵守しなければなりません。

自己評価

取引先は、本規範、特に人権及び環境に関する事項の遵守を保証するため、定期的に自己評価を実施しなければなりません。

監査権

さらに、KARL STORZ が適切と判断した場合、KARL STORZ 又は指名された専門家は正式な監査を実施することができ、同時に、発見された不備に適時に対処するための措置を講じることができるものとします。この目的のため、取引先は、KARL STORZ からの要請を受けた後、合理的な期間内に、KARL STORZ（及び／又はその代理を務める代表者）が施設、帳簿及び記録の調査を行うことを許可するものとします。

本規範の各規定への不遵守は、KARL STORZ による認定の取り消し、取引関係の終了、違法行為に関する現地当局への通報など、これらに限定されず重大な結果を招く可能性があります。

報告

取引先はその全従業員に対し、本規範、KARL STORZ と合意したその他の遵守義務、又は法規制に違反する行為を報告することを義務付けなければなりません。ただし、その結果として当該従業員が不利益を被ることがあってはなりません。

コンプライアンス違反又はその疑いに関する情報は、いつでも KARL STORZ コンプライアンス・ホットライン（電話及びオンライン：<https://go.karlstorz.com/ComplianceHotline>）に届け出ることができます。KARL STORZ コンプライアンス・ホットラインは 24 時間対応で、匿名での報告も可能です。すべての報告は機密として扱われ、適用される内部告発者保護法に従って適切に調査されます。

英語版の優先性

本規範の原版は英語で作成され、現地の言語に翻訳されています。現地語版と英語原版の間に不一致がある場合は、後者が優先されるものとします。

連絡先

本規範に関する質問やコメント、あるいは KARL STORZ との取引関係に関するその他のコンプライアンス上の問題については、以下の方法でいつでもお気軽にお問い合わせください。

- Eメール：compliance@karlstorz.com
- KARL STORZ コンプライアンス・ホットライン：<https://go.karlstorz.com/ComplianceHotline>.

準拠法及び紛争の解決

本規範及びその解釈は、ドイツの実体法に準拠するものとします。国際物品売買契約に関する国連条約（CISG）は適用されないものとします。法的に許容される範囲において、本規範に起因するすべての紛争の唯一の管轄地は、ドイツ・シュトゥットガルトとします。

分離可能性

本規範の 1 つ以上の規定が無効であるか、無効になった場合でも、本規範の残りの規定は影響を受けないものとします。契約上の瑕疵が明らかになった場合も同様とします。該当する無効な規定又は欠落した規定は、本規範の趣旨と目的を反映した有効な規定に置き換えられるものとします。

本規範の新版

本規範の新版は、取引先が文書により当該新版を受領してから 2 週間以内に、それぞれの旧版に取って代わるものとします。ただし、KARL STORZ が、当該期間内に、取引先が当該新版への異議を唱えている旨の通知を文書により受領した場合を除きます。

皆様の信頼とご支援に心から感謝いたします。

トゥットリンゲン、2023 年 12 月

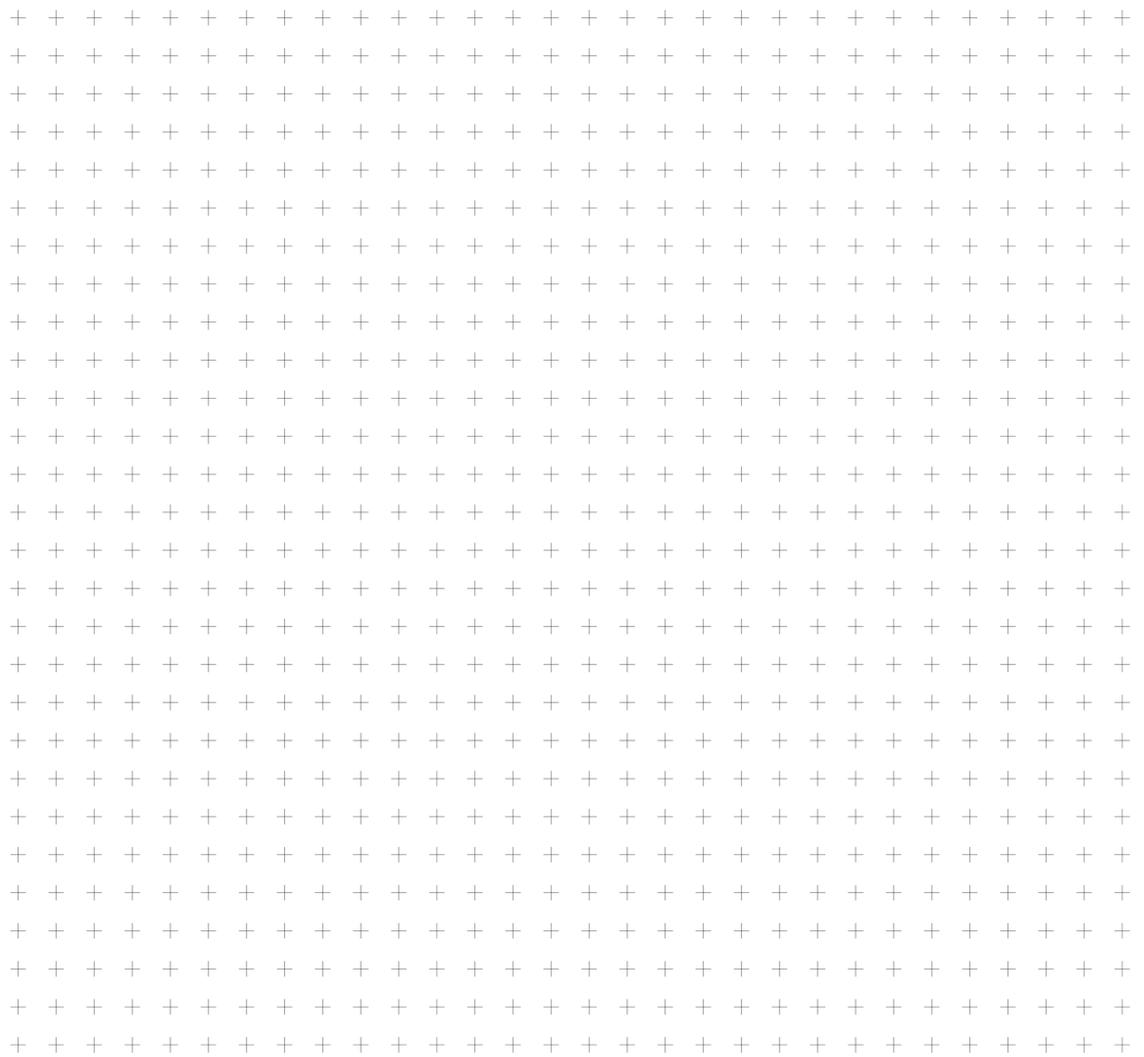
本規範に定める取引先として、私は本規範のすべての条項を承諾します。

署名者の氏名：

署名者の職位：

署名の場所と日付：

署名者が代表する会社（取引先）の正式名称：



More than
75
Years

*Shaping the Future
of Endoscopy with you*